

がけ地近接等危険住宅移転補助制度のご案内

岡崎市では、がけ地の崩壊等により市民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域の危険住宅を移転する場合に予算の範囲内で補助金を交付します。

対象となる危険住宅

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条に基づき愛知県知事が指定した土砂災害特別警戒区域に存し、区域に指定された時にすでに存在し、かつ居住していた住宅

補助金の額

除却等費用 危険住宅の除却に要した費用の補助：上限 31 千円/㎡（木造）
上限 44 千円/㎡（非木造）
引越等に要した費用の補助：上限 975 千円

建物助成費 危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む）するための資金（その住宅の土地取得に必要な資金を含む）を金融機関などから融資を受けた借入金の利子相当額（年額 8.5%を限度）の補助
上限 4,210 千円（建物 3,250 千円、土地 960 千円）、ただし地震防災対策強化地域等は上限 7,318 千円（建物 4,650 千円、土地 2,060 千円敷地造成 608 千円）
※補助金額は交付年度により変更します。（上記は R7 年度交付の場合）

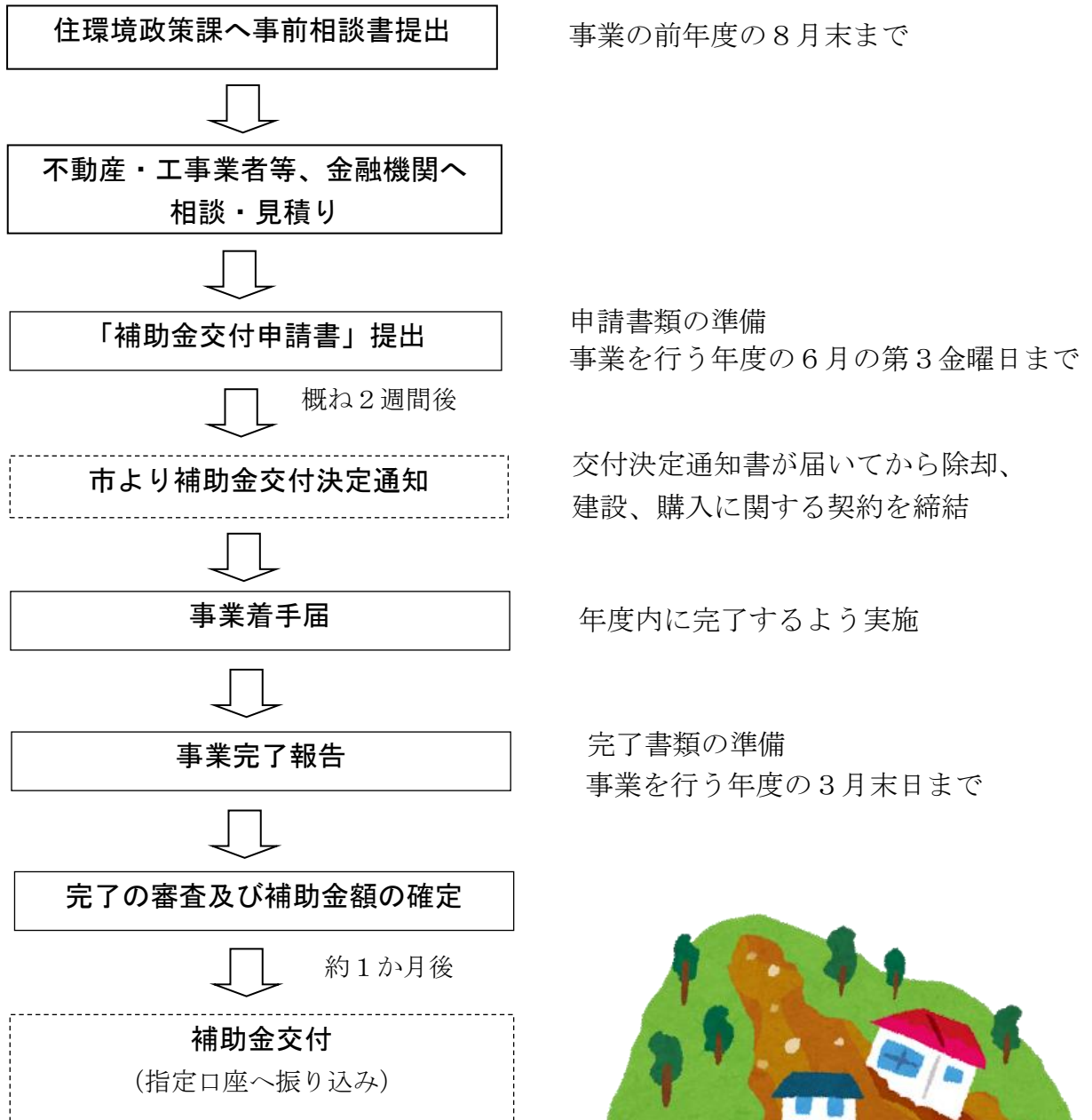
申込み方法

事業（土地取得、建設、購入）を行おうとする年度の前年度の8月末までに事前相談書を提出し、事業を行う年度の6月の第3金曜日までに交付申請をしてください。

留意事項

- ◇ 事業の対象となる危険住宅は原則として除却しなければなりません。
- ◇ 移転先は岡崎市内であり、土砂災害特別警戒区域外としてください。
- ◇ 移転後の住宅を新築する場合は、新築後の住宅は省エネ基準に適合させてください。
- ◇ 危険住宅除却後の跡地には住居の用に供する建物は建築できません。
- ◇ 建物助成費は金融機関などからの借入金利子総額に対して一括補助するため、借入金の繰上償還はしないでください。
- ◇ 契約前（事業着手前）に補助金申請をし、補助金交付決定を受ける必要があります。事前に事業に着手している場合は補助金を交付することができません。
- ◇ 事業を行っている途中で、内容を変更しようとする場合や補助金額に変更が生じる場合は、変更箇所に着手する前に変更申請をしてください。

補助金交付までの流れ



～このご案内に関するお問い合わせは～

岡崎市 住環境政策課 住宅施策係（西庁舎1階）

TEL：0564-23-6709

FAX：0564-23-7528